

安全保障輸出管理に係る外国人留学生取扱要項

(平成29年10月30日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人佐賀大学安全保障輸出管理実施細則（平成23年3月23日制定）第9条第3号の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学における安全保障輸出管理に係る外国人留学生の受入れ等に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外国人留学生」とは、佐賀大学外国人留学生規程（平成16年4月1日制定。）第2条で定める者、及び「留学」以外の在留資格で本学において教育を受ける外国人をいう。
- (2) 「リスト掲載等留学生」とは、経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている組織に在籍する者又は当該組織の出身者、大量破壊兵器等の開発を行っている懸念のある国の国籍を有する者、及び「国連武器禁輸国・地域」の出身者をいう。

(受入時の手続き)

第3条 受入担当教員等は、外国人留学生の受入れにあたっては、「外国人留学生受入管理チェックシート」(別紙様式第1号)を、受入れ前に作成のうえ、学長に提出しなければならない。

- 2 受入担当教員等は、前項の者でリスト掲載等留学生の場合の受入れに際しては、別紙様式第1号とともに「リスト掲載等外国人留学生受入調書」(別紙様式第2号)を作成のうえ学長に提出し、及び国立大学法人佐賀大学安全保障輸出管理規程（平成23年3月23日制定。）第10条から第12条に定める手続きを行うものとする。

なお、別紙様式第2号に記載する教育・研究テーマが「基礎科学分野」に該当する場合は、「基礎科学分野の研究（教育）活動承認申請書」(別紙様式第3号)及び同様式の定める別紙をあわせて学長に提出しなければならない。

(誓約書)

第4条 外国人留学生は、受入れ決定後、すみやかに「誓約書」(別紙様式第4号)を学長に提出しなければならない。

(変更届)

第5条 受入担当教員等は、別紙様式第1号の内容に変更がある場合は、すみやかに「外国人留学生受入管理変更届」(別紙様式第5号)を学長に提出しなければならない。

(事務)

第6条 この要項に関する事務は、学務部教務課が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要項は、平成29年10月30日から施行する。

附 則（平成30年9月19日改正）

この要項は、平成30年9月19日から施行する。

附 則（令和4年4月19日改正）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日改正）

この要項は、令和5年1月1日から施行する。